

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

①小美玉市の現状

平成18年3月27日、東茨城郡小川町・東茨城郡美野里町・新治郡玉里村の2町1村が合併して成立した。

【位置、地勢】

小美玉市は、東京都心から北東へ約80km、茨城県のほぼ中央部に位置し、北は笠間市と茨城町に、東は鉾田市に、南は行方市に、西は石岡市に接している。面積は144.74km²で、市の西部をJR常磐線、国道6号、常磐自動車道が貫き、南部には国道355号が通り、市の東部には航空自衛隊百里基地がある。平成22年には官民共用する形で「茨城空港」が開港し国内外との新たな交流が生まれ、幅広い分野での地域振興が期待されている。市の南部は日本第2位の面積を有する湖、「霞ヶ浦」に面している。

霞ヶ浦は、恋瀬川や桜川などが流入する一級河川（国管理）で、常陸利根川を経て利根川と合流する。又、市の北部から東部にかけて笠間市の愛宕山山根下池を水源となる、一級河川（県管理）「巴川」が流れており、鉾田市にて北浦に流入している。



【地質・土壌】

地表は概ね関東ローム層と呼ばれる火山灰層に覆われ、市の大半が台地（行方台地）で、北東部と南西部は沖積低地である。起伏も少ないほぼ平坦な地形であるため可住面積が広いのが特徴。また、酪農が盛んな他、南北の農作物の北限・南限に当たる地域であるため、豊富な種類の農作物が生産されている。

【土地】

地目別面積をみると、「畑」が47.67km²と最も大きく、市総面積に占める割合は32.9%と県平均（15.7%）よりも高い割合を示している。

【気候】

気候は、太平洋側気候である。夏季は、太平洋高気圧から吹き出す南よりの風の影響で高温多湿となり雨も降りやすい。冬季は、乾いた北西の季節風が吹き、晴天の日が多く、降雪は少ない。降水は、冬は少なく、春から夏にかけては梅雨前線の影響などで徐々に多くなり、秋は秋雨前線や台風の影響などで更に突出して多くなる。年降水量の平年値（美野里）は1332.8mmである。気温は、夏に35℃以上の猛暑、冬に-10℃以下となることもあるが、平年の気温（水戸）は、夏季の日最高気温が30.0℃、冬季の日最低気温が-1.8℃で、年平均気温は14.1℃である。

②想定される地域の災害リスク
(茨城県を震源地とした被害想定)

No.	地震名	地震名	想定の見点	地震規模	小美玉市の最大震度
1	茨城県南部の地震	茨城県南部	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	Mw7.3	6弱
2	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	F1断層	県北部の活断層による地震の被害	Mw7.1	6弱
3	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	茨城県沖～房総半島沖	津波による被害	Mw8.4	6弱



(地震：小美玉市ハザードマップ)

本市において特に影響を及ぼすと想定される地震について地震被害想定シミュレーション(簡易型地震被害想定システム)で試算した結果、小美玉市域の約15%にわたり震度6強の強い揺れが予測されています。その他の地区においても、市全域にわたり震度6弱の予測結果となっている。

建物被害は、周辺部を中心に、多く発生し市全体で約2,000棟の被害棟数となっている。人的被害においても、震度6強の地区を中心に、死者発生数は約80名に及ぶ甚大な想定結果となっている。

(感染症：小美玉市)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 (「平成26年経済センサス-基礎調査結果」(総務省統計局))

- ・商工業者数 1,884人
- ・小規模事業者数 1,438人

<小美玉市の商工業者数(※括弧内は小規模事業者数で内数)>

業種分類	平成26年	備考(事業所の立地状況等)	
農林漁業	42(34)	市内に広く分布している。	
鉱業、砕石業、砂利採取業	2(2)	市内に広く分布している。	
建設業	309(304)	市内に広く分布している。	
製造業	218(150)	市内に広く分布している。	
電気・ガス・熱供給・水道業	2(2)	市内に広く分布している。	
情報通信業	2(2)	市内に広く分布している。	
運輸業、郵便業	95(63)	市内に広く分布している。	
卸売業、小売業	448(270)	市内に広く分布している。	
金融業、保険業	27(23)	市内に広く分布している。	
不動産業、物品賃借業	81(80)	市内に広く分布している。	
学術研究、専門・技術サービス業	35(33)	市内に広く分布している。	
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	9(8)	市内に広く分布している。
	飲食サービス業	121(93)	市内に広く分布している。
生活関連サービス業、娯楽業	旅行業、娯楽業	17(11)	市内に広く分布している。
	その他	164(153)	市内に広く分布している。
教育、学習支援業	58(44)	市内に広く分布している。	
医療、福祉	95(66)	市内に広く分布している。	
複合サービス事業	14(7)	市内に広く分布している。	
サービス業(他に分類されないもの)	124(78)	市内に広く分布している。	
公務(他に分類されるものを除く)	21(15)	市内に広く分布している。	
合計	1,884(1,438)		

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①地域防災計画の策定

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、小美玉市防災会議が策定する計画であり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその有する全機能を発揮し、本市の地域におけるすべての災害に対する災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産をすべての災害から保護することを目的とする。

②業務継続計画の策定

本計画は、災害時に行政自らも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

③災害対応用食料品・物資の備蓄管理

大規模災害が発生した際の被災者・避難者への食料品や飲料水等の計画的な更新を行い、必要備蓄数量を確保するよう努める。また、新型コロナウイルス感染症等の感染対策避難所の開設のため、パーティションや各種衛生対策用品の配備を進めている。

④防災訓練の実施と支援

職員を対象とした避難所開設訓練、防災行政無線の操作訓練等を行い、発災時の初期対応について体制を整えている。

また、各コミュニティが開催する防災訓練に対して、人的・物的支援を実施する。

⑤新型コロナウイルス感染症・原油高騰に伴う事業者への経済支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動減少傾向にある地域経済を改善する為、市内事業者の事業継続を支援する市独自の地域経済対策として、令和 3 年度は、3 事業。令和 4 年度は、3 事業に取り組んでいる。

年 度	事 業 名
令和 3 年度	プレミアム付き商品券事業補助金
	営業時間短縮要請等関連事業者支援給付金
	公共交通事業者給付金
令和 4 年度	プレミアム付き商品券事業補助金
	運送事業所燃料経費補助金
	公共交通等燃料経費補助金

2) 当会の取組

- ・事業者へBCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では事業継続力強化計画事業者向けリーフレットや「事業継続力強化計画」認定制度の案内を窓口及び巡回等により小規模事業者等に対し、配布・周知を行ってきた。
 - ・事業者BCP策定セミナーの周知・斡旋
BCPの必要性が高まっている現状を踏まえ、小規模事業者向けのBCP策定セミナー及び関連セミナーを計画している。
 - ・損害保険への加入促進
小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、中小企業PL保険制度、業務災害補償プラン、ビジネス総合保険の普及・加入促進及び茨城県火災共済協同組合と連携した火災共済の普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。
 - ・防災備品の備蓄
災害発生に伴う停電時等の最低限の会館保守を目的に、予備電源、懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、カセットボンベ、救急用品、工具類、軍手及びゴム手袋、タオル、ゴミ箱等の防災用品を当会館内及び倉庫に備蓄している。
- （感染症）
- ・特別相談窓口の設置（資金調達、給付金、助成金等の国や県、市の施策の情報提供）、事業者への影響調査、イベントの中止／延期
 - ・茨城県、茨城県商工会連合会、小美玉市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

2 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制など具体的な体制が整備されていない。そのために次の点が商工会および管内事業者の課題となっている。

（商工会の課題）

- ・緊急時におけるBCPに沿った対応トレーニングができていないため、緊急時の対応及び行動が職員に周知教育できていない。
- ・当会職員には防災経験や訓練自体の経験者が少なく、ハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集や防災意識の高揚が急務である。
- ・職員の事業者BCP策定に関する支援スキル取得が急務である。
- ・感染症リスクを考慮すると、テレワークや遠隔地、事務所間とのやり取りにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

（管内事業者の課題）

- ・管内事業者の事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要であり、事業者に向けた地域の災害リスクに関しての周知も不足している。
- ・管内事業者には、特に家族のみで経営している小規模事業者が多く、BCPへの関心は低く、BCPに取組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分である。

- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがあるため、感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

3 目標

- ・管内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時における情報共有体制を円滑に行うため、商工会・県・市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・災害発生時において速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - 事業継続力強化計画認定 20社／5年
 - 各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）20社／5年
 - （火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

自然災害等による緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

（ア）小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画のほか、即時に取組可能な簡易的なものを含む）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

（イ）商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年度に事業継続計画（BCP）を策定（別添）。

（ウ）関係団体等との連携

- ・損害保険会社と連携し、会員事業者等を対象に専門家派遣や普及啓発セミナー等を実施する。また関係機関への普及啓発ポスター掲示やリーフレット設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

<目標>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①セミナー開催数	1回	1回	2回	2回	2回
②セミナー参加者数	8社	8社	10社	10社	10社
③BCPプラン策定	4件	4件	4件	4件	4件

(エ) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・必要に応じて小美玉市事業継続力強化支援協議会（仮称）（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

(オ) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

②応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず身の安全確保を行った上で、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	特に行わない

- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に市、県連と情報共有する。
- ※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

③被害情報の共有

- ・ 当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

①管内事業者に対するリスクの周知

- ・ 発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

②管内事業者の被害状況の確認

- ・ 当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・ 当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

③被害情報の共有

- ・ 当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に2回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

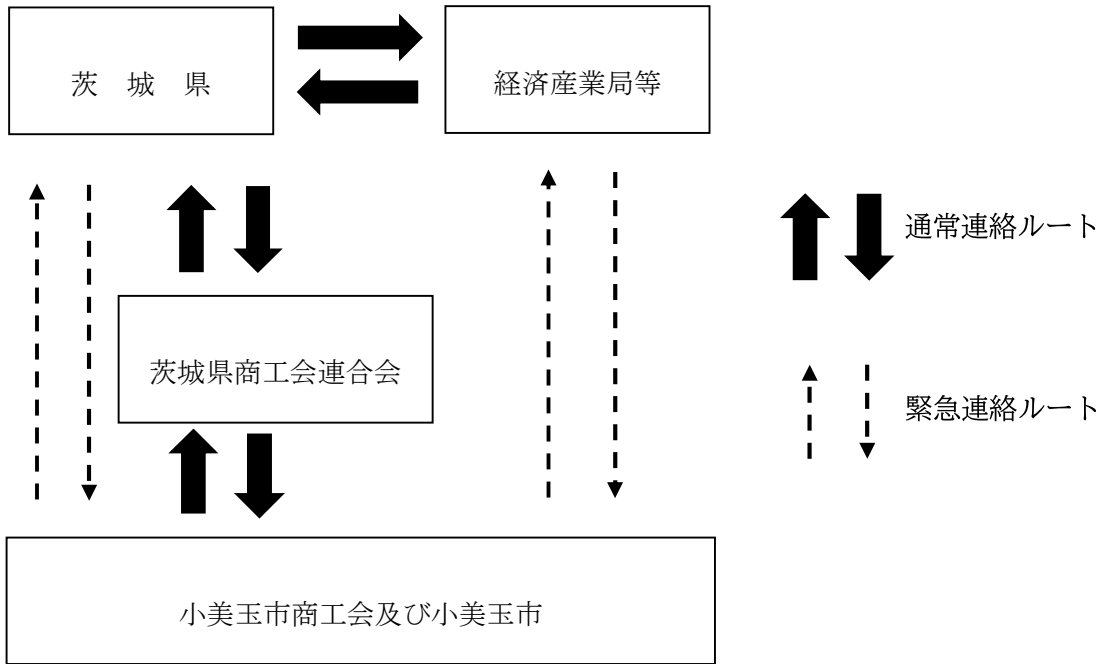
④被害情報の報告

- ・ 当会と当市で情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当市より連合会を通じて茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部関係団体の被害状況

		団体番号			
		報告者			
		電話番号			

○関係団体の被害の概要

人的被害	物的被害	その他
※職員、従業員等の被害の概要を記載	※所有土地、建物、設備、商品等被害の概要を記載	※左記以外の被害の概要(例えば、直接的な被害が無くても、関連企業等が被害を蒙ったことにより、流通経路に被害が発生した場合は含む)

○被災中小企業等の被害状況詳細(調査結果産業部への報告を要しないもの)
被災中小企業者の概要

No	所在地	被害 種別	事業所名	業種	工業 or 商業	従業員数 a (人)	資本金 (千円)	事業用資産の被害状況										
								土地		建物		機械設備		商品、原材料、仕掛品等		被害額 (千円) b	従業員対 被害額 (千円) b/a	
								面積 (㎡)	被害額 (千円)	用途	面積 (㎡)	被害額 (千円)	時価 (千円)	被害額 (千円)	時価 (千円)			被害額 (千円)
例	●市	A	茨城県産産	食品加工	工業	5	20,000	100	200		100	300	100	80	100	80	670	134
計																		

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、小美玉市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や茨城県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問やホームページ等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

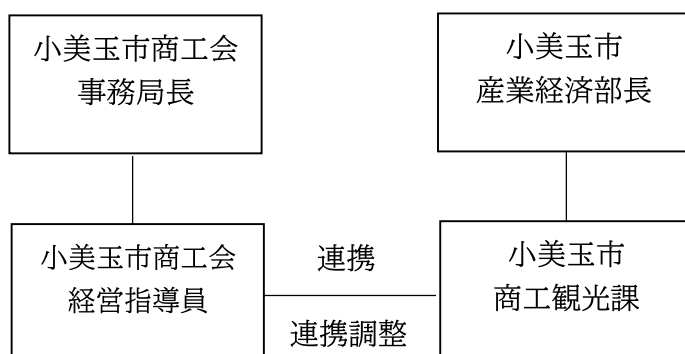
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年10月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 長洲 宏樹 【連絡先は後述(3)の①参照】

① 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①小美玉市商工会

〒319-0132 茨城県小美玉市部室1111-3

TEL: 0299-48-0244 / FAX: 0299-48-1418

E-mail: info@om-sk.com

②小美玉市役所産業経済部商工観光課

〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835

TEL: 0299-48-1111 / FAX: 0299-48-1199

E-mail: shoko@city.omitama.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
専門家派遣費	150	150	150	150	150
会議運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ 作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、公共団体、事業収入など ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携なし